## 随意契約について

公表	年月	月日	令和6年10月7日
所	属	名	総務部営繕課

契	約業	者名	i • 住	所	千葉市中央区本千葉町15番1号 東芝エレベータ 株式会社
工	事	0)	名	称	野田市本庁舎1号・2号・3号機エレベーター改修工事
工	事		場	所	野田市鶴奉7番地の1
種				別	機械器具設置工事
工	事		期	間	令和6年10月8日から令和7年7月15日まで
契	約		金	額	110,000,000円 (税込)
エ	事	Ø	概	要	野田市役所本庁舎の1号・2号・3号機エレベーター改修工事一式を行うもの。
随	意 契	約	の理	由	庁舎に設置されているエレベーターの機種は、既に生産中止となっており、機能を維持するために必要な部品の供給も令和6年3月末に終了している。したがって、故障した際には当該部品の交換ができず、使用できなくなることから施設運営に著しい支障をきたすことが考えられるため、計画的に改修工事を行う必要がある。本工事は、エレベーターの部分改修を既設機種の製造会社に施工させることにより、既設部分との施工責任の一元化を図ることを目的とするものであり、競争入札に適さないため、既存のエレベーターの製造会社である内申業者と随意契約したもの。

## 随意契約について

公表	き年月	月	令和6年10月15日
所	属	名	市民生活部市民課

契	約業	者 名	i • 1	主所	茨城県龍ヶ崎市中根台四丁目 10 番地 1 シナネンアクシア株式会社	
工	事	0)	名	称	野田市斎場浄化槽修繕工事	
工	事		場	所	野田市目吹7番地の1	
種				別	管工事	
工	事		期	間	令和6年10月16日 から令和6年11月15日	
契	約		金	額	金額 2,970,000 円 (税込)	
工	事	Ø	概	要	浄化槽の不具合及び浄化槽蓋の腐食に伴い、浄化槽スクリーン・浄化槽ポンプ及び逆止弁の 交換並びに浄化槽蓋の交換工事を行うもの	
随	意 契	約	の理	<b>L</b> 由	火葬場という施設の特殊性から、日常の運転業務に支障がないよう、工程管理や日程調整などが重要であり、休場日であった友引の日も火葬や告別式を行っているため、工程管理が極めて重要となる。 内申業者は、常時監視及び設備の維持管理を行っており、点検結果の内容及び修繕箇所についても熟知している。現在、微細目スクリーン及び放流ポンプの2台のうち1台が停止しており、完全に停止してしまった場合は浄化槽が溢れてしまうため施設運営に影響が生じるおそれがあり、入札手続きを行っていたのではその時期を失することとなる。利用者の利便性を考慮すると早急に対応する必要があることから、当該業者と随意契約したもの。	